

居宅療養管理指導重要事項説明書

1. 指 定 事 業 所 名 指定居宅療養管理指導事業所・指定介護予防居宅療養管理指導事業所
 ごとう歯科クリニック
2. 指定事業所番号 2634101477
3. 事 業 所 所 在 地 京都市山科区小山北溝町 33 番 1
4. 電 話 番 号 075-584-6480
5. 運 営 方 針
 (1) 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、
 歯科医師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者
 等（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用
 者及び家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。
6. 指定居宅療養管理指導・指定介護予防指定居宅療養管理指導の内容
 (1) 要支援者・要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
 (2) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の
 提供。
 (3) 要支援者・要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助
 言。
 (4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。
7. 従 事 者 歯科医師 後藤 方通 他 2 名
 歯科衛生士 1 2 名
8. 営業日及び営業時間
 (1) 月曜日から土曜日 8：30～12：00 13：00～17：00
 ※日曜日・祝日及び12月29日～1月3日 を除く
9. 利 用 料
 (1) 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定
 める、同一建物居住者以外の場合503単位、同一建物居住者の場合452単位とする。
 (2) 歯科衛生士が居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、厚生
 労働大臣が定める、同一建物居住者以外の場合352単位、同一建物居住者の場合302単位とする。
 制度により負担金が補助されることもあります。

10. 苦 情 処 理

- (1) 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。また、苦情内容によっては市町村窓口（Tel 075-213-5871）または国保連合会（Tel 075-354-9011）をご紹介する等対応させていただきます。

11. 守 秘 義 務

- (1) 歯科医師には利用者の守秘義務があり、個人情報 は外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

12. その他運営に関する重要事項

- (1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- (2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。